

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和 7 年 2 月 7 日

関東地方整備局 東京国道事務所長 本田 卓

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、緊急時等の移動手段として、また公共交通機関が利用できない時間帯の交通手段として利用する必要があることから、道路運送法に定める一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可を受けた者で、当事務所が指定した時間、台数、場所に速やかに配車できる体制を有しており、従前から当事務所との間で乗用自動車による旅客運送の契約を締結し、迅速かつ適切に業務を行った実績を有している者（以下、「特定法人等」という）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、その全ての者との契約手続きに移行する。

2. 業務概要

(1) 業 務 名

R 7 東京国道一般旅客自動車供給

(2) 業務内容

本業務は、当事務所が指示する日時及び区間における乗用自動車による旅客運送を行うものである。

(3) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

3. 業務目的

本業務は、深夜あるいは早朝時間帯や官用車が不足する場合等における交通手段を確保することにより、当事務所の業務の円滑な推進を図ることを目的とする。

4. 参加者に求める応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

- ②会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤説明書の交付を直接受けた者であること。

(2) 必要な資格に関する要件

国土交通省関東運輸局から道路運送法に定める一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可を受けている者であること。

(3) 業務執行体制に関する要件

- イ) 車両保有台数 300 台以上(関連会社もしくは協定会社を含む)
- ロ) 配車待時間 15 分以内に、関東地方整備局東京国道事務所ほか 5 箇所のいずれかに配車でき 24 時間迅速な対応が可能であること。

東京国道事務所	千代田区九段南 1－2－1 九段第 3 合同庁舎
品川出張所	品川区八潮 1－1－3
亀有出張所	葛飾区新宿 4－2 1－1
代々木出張所	渋谷区代々木 4－3 0－8
万世橋出張所	千代田区外神田 1－1－1 4
新宿監督官詰所	新宿区内藤町地内

- ハ) 無線サービスがあること。
- 二) 事業者から交付されるタクシーチケットにより乗車できること。なお、降車時には、領収書、未収書、計算書等のタクシー使用実績を明らかにする書面をタクシー使用者に発行すること。
- ホ) 事務取扱手数料が発注者にかからないこと。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒102-8340 千代田区九段南 1－2－1 九段第 3 合同庁舎 1 6 階
東京国道事務所 経理課 電話 03-3512-9091

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 説明書を上記(1)担当部局で交付する。

交付期間は令和 7 年 2 月 7 日から令和 7 年 2 月 27 日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日）を除く毎日、9 時 15 分から 18 時 00 分まで（最終日は 16 時まで）とする。また、郵送（着払い）による交付も行うので、上記(1)に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

② 電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記(1)に事前連絡を行

うこと。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和7年2月27日（木）16時00分

提出場所：上記(1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）、
若しくは電子メールによる。

なお、押印を省略する場合は、「責任者及び担当者」の氏名及び
連絡先を参加意思確認書に必ず記載すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

5. (1)に同じ。

(3) 詳細は説明書による。